

地方税法の一部改正に伴う市税条例の改正の概要 (平成26年3月31日条例第187号)

地方税法等の一部を改正する法律（平成26年法律第4号）が平成26年3月31日に公布され、その一部が同年4月1日から施行されたことに伴い、同日から施行が必要な部分について京都市市税条例の改正を行いました。

なお、改正の概要は以下のとおりです。

(改正内容)

1 法人の市民税

公益法人制度改革以前に外国公益法人等として指定を受けていた法人について、平成25年11月30日までに開始する事業年度分の法人の市民税に限り、内国の公益法人等と同様の取扱いとする経過措置の終了に伴い、当該経過措置に係る規定を廃止しました。（附則第23条関係）

※ 外国法人は、法人市民税均等割が、資本金等の額及び従業者数に応じて、最大年額3,000,000円であるところ、外国公益法人等として内国の公益法人等と同様の取扱いとされることにより、収益事業を行うものを除き、年額50,000円とされていました。

2 軽自動車税

(1) 軽自動車税を課税する軽自動車の使用者の範囲の拡充

地方税法の改正により、移行型地方独立行政法人等^{※1}に係る軽自動車税の非課税措置について、適用対象が全ての地方独立行政法人に拡充されました。

これを受け、移行型地方独立行政法人等が所有する軽自動車等に係る使用者課税^{※2}についても、全ての地方独立行政法人が所有する軽自動車等を対象とするよう、その適用の範囲を見直すものです。（第68条関係）

※1 地方独立行政法人の成立の日の前日において現に設立団体が行っている業務に相当する業務を行う地方独立行政法人をいいます。

※2 軽自動車等の所有者が、国等の一定の非課税対象者である場合には、当該軽自動車等の使用者を軽自動車税の納税義務者とする制度をいいます。

(2) 東日本大震災に伴い用途を廃止した自動車等の代替軽自動車等に係る軽自動車税の納税義務の免除

自動車持出困難区域[※]にあった自動車等の所有者が、本市で軽自動車等を取得した後、自動車持出困難区域にあった自動車等が用途廃止等自動車等となった場合に、当該廃止となった翌年度までの年度分の軽自動車税の納税義務を免除している措置について、代替軽自動車等を取得した時期に応じて最大平成28年度分まで延長するものです。（附則第26条関係）

※ 警戒区域であった区域で、当該区域から自動車を移動させることが困難であるとして総務大臣が指定して公示した区域をいいます。

3 その他

その他必要な規定の整備を行います。

4 施行期日

平成26年4月1日